



多賀町 新型コロナウイルス感染症に関する支援情報

令和2年6月16日作成

申請書を郵送済みです

特別定額給付金

○対象者 令和2年4月27日の基準日に、多賀町の住民基本台帳に記録されている方

○給付額 1人10万円

○申請期限 令和2年8月11日（火）

○申請手続きを行う方 世帯主の方（※同一世帯全員分を申請）

○申請方法

オンライン申請 マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、政府が運営する「ぴったりサービス」(<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>)の画面から申請することができます。

郵送申請 町役場が世帯主の方あてに、給付対象者の氏名や生年月日を記載した申請書を5月上旬に郵送しています。申請書に必要事項を記載の上、申請者の運転免許証（写）などの本人確認書類と金融機関名、店名、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写しを同封されている返信用封筒で町役場へ返送してください。

○給付方法 申請された世帯主の方の口座に振り込みます。

○代理申請 世帯主が申請できない場合、委任を受けた同じ世帯の方や法定代理人等による代理申請が可能です。

問い合わせ先

オンライン申請について ■総務省特別給付金コールセンター 電話 0120-260020

郵送申請・その他について ■多賀町役場総務課 有線：2-2001/電話：0749-48-8120

FAX：0749-48-0157

給付金に関係したサギに注意！！

町では、下記のような内容について行うことは絶対にありません。

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ・メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「あやしいな？」と思った下記までご相談ください。

消費者ホットライン電話 （局番なしの）188

警察相談専用電話 #9110

このチラシの内容についてご不明な点は、多賀町役場企画課までお問い合わせください。

有線：2-2018/電話：0749-48-8122

申請書を郵送済みです

多賀町子育て等応援臨時給付金

平成14年4月2日～令和2年5月15日生まれの子どもがいる世帯への支援

- 給付額 子ども1人あたり2万円
- 申請期限 令和2年9月30日（水）
- ※申請方法等は下記参照

問い合わせ先 教育総務課
有線：2-3746/電話：48-8123

児童扶養手当受給者の方への支援

- 給付額 児童扶養手当2カ月分を上乗せ給付
- 申請期限 令和2年9月30日（水）
- ※申請方法等は下記参照

問い合わせ先 福祉保健課
有線：2-2021/電話：48-8115

特別児童扶養手当受給者の方への支援

- 給付額 特別児童扶養手当2カ月分を上乗せ給付
- 申請期限 令和2年9月30日（水）
- ※申請方法等は下記参照

問い合わせ先 福祉保健課
有線：2-2021/電話：48-8115

○申請方法 町役場が対象となる保護者の方あてに、給付対象者の氏名や生年月日を記載した申請書を5月下旬に郵送しています。申請書に必要事項を記載の上、申請者の運転免許証（写）などの本人確認書類と金融機関名、店名、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写しと一緒に同封されている返信用封筒で町役場へ返送してください。

○給付方法 申請書に記載された指定口座へ振り込みます。

○代理申請 保護者の方が申請できない場合、委任を受けた同じ世帯の方や法定代理人等による代理申請が可能です。

妊婦の方への支援

- 対象者 令和2年5月15日～令和3年3月31日に母子健康手帳の交付を受けた方
- 給付額 2万円
- 申請期限 令和3年3月31日（水）

○申請方法 町役場が対象となる方あてに、給付対象者の氏名や生年月日を記載した申請用紙を5月下旬に郵送しています。申請書に必要事項を記載の上、申請者の運転免許証（写）などの本人確認書類と金融機関名、店名、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写しと一緒に同封されている返信用封筒で町役場へ返送してください。5月下旬以降に母子健康手帳の交付を受けた方へは随時申請書をお渡しします。

○給付方法 申請書に記載された指定口座に振り込みます。

○代理申請 本人が申請できない場合、委任を受けた同じ世帯の方や法定代理人等による代理申請が可能です。

問い合わせ先 福祉保健課 有線：2-2021/電話：48-8115

申請書を郵送済みです

多賀町重度心身障がい者等臨時給付金

- 対象者 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・B）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）をお持ちの方※令和2年5月15日現在、各手帳の再認定（再判定）の期日を経過している場合は対象外
- 給付額 1人2万円
- 申請期限 令和2年9月30日（水）
- 申請方法 町役場が対象となる方あてに、給付対象者の氏名や生年月日を記載した申請用紙を5月下旬に郵送しています。申請書に必要事項を記載の上、対象者が所持する手帳の写しと金融機関名、店名、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写しと一緒に同封されている返信用封筒で福祉保健課へ返送してください。
- 給付方法 申請書に記載された指定口座に振り込みます。
- 代理申請 対象者本人が申請できない場合、委任を受けた同じ世帯の方や法定代理人等による代理申請が可能です。

問い合わせ先 福祉保健課 有線：2-2021/電話：48-8115

お知らせ済みです

子育て世帯への臨時特別給付金

- 対象者 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者の方
- 給付額 児童1人1万円
- 申請方法 原則、申請は不要です。対象の方あてに、お知らせを5月下旬に郵送しています。
- 給付方法 児童手当の振込口座に振り込みます。

問い合わせ先 多賀町役場福祉保健課 有線：2-2021/電話：48-8115

各窓口にお問い合わせください

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の納付が困難な方に猶予や減免等を行います。

問い合わせ先

- 町税の猶予に関する事 . . . 税務住民課税務係 有線:2-2041/電話:48-8113
 - 国民健康保険税の減免に関する事
 - 後期高齢者医療保険料の減免に関する事
 - 介護保険料の減免に関する事
 - 国民年金保険料の免除・猶予に関する事
- } . . . 税務住民課住民係
有線:2-2031/電話:48-8114
- 水道料金・下水道使用料の猶予に関する事 . . . 地域整備課上水道・下水道係
有線:2-2583/電話:48-8124、48-8125

各窓口にお問い合わせください

多賀町中小企業等経営支援給付金

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてひと月の売上が前年同月比で5%以上減少し、令和2年4月1日から同年8月31日までに民間金融機関または政府系金融機関の融資を受ける事業者等
 - 給付額 一律10万円
 - 申請期限 令和2年9月30日（水）
 - 申請方法 申請書を産業環境課窓口にて配布します（町ホームページに掲載しています）。申請書と必要書類を窓口または郵送により提出してください。
- 問い合わせ先 産業環境課 有線：2-2012/電話：48-8118

持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - 給付額 法人最大200万円、個人事業者最大100万円
 - 申請期限 令和3年1月15日（金）
- 問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター
電話：0120-115-570/IP電話専用回線 03-6831-0613

新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金

- 対象者 県の要請に応じて、原則4月25日から5月6日に休業等をされた中小企業および個人事業主
 - 給付額 中小企業一律20万円、個人事業者一律10万円
※町独自の支援金として一律10万円を上乗せします。
 - 申請期限 令和2年6月26日（金）
- 問い合わせ先 滋賀県緊急事態措置コールセンター 電話：077-528-1344

生活資金の緊急貸付

①緊急小口資金

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急的に貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 学校等の休業、個人事業主の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内
- 申請期限 令和2年9月30日（水）
- 据置期間 貸付の日から1年以内 ○償還期限 据置期間終了後2年以内 ○貸付利子 無利子

②総合支援資金

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯
 - 貸付上限額 （2人以上世帯）月20万円以内、（単身世帯）月15万円以内 貸付期間：原則3か月以内
 - 申請期限 令和2年9月30日（水）
 - 据置期間 貸付の日から1年以内 ○償還期限 据置期間終了後10年以内 ○貸付利子 無利子
- ※来所いただく前に、まずはお電話でご相談ください。

問い合わせ先 多賀町社会福祉協議会 有線：2-2039/電話：48-8127
厚生労働省相談コールセンター 電話：0120-46-1999